

尾張旭市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市公契約条例（平成29年条例第19号。以下「条例」という。）第9条第2項及び第3項の規定に基づき、労働条件の確保についての報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公契約 尾張旭市公契約条例施行規則（平成30年規則第1号。以下「規則」という。）第2条の労働条件の確保について報告を求める公契約をいう。
- (2) 受注者 市と、工事、製造その他の請負契約又は業務委託契約を締結した者をいう。
- (3) 労働者 特定公契約の履行に係る作業に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者を除く。）をいう。
- (4) 下請負人 市以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (5) 契約担当課長等 工事、製造その他の請負契約又は業務委託契約を締結した担当課長等をいう。

(予定価格)

第3条 規則第2条各号の予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額とする。

2 長期継続契約では予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額とする。

(特定公契約の明示)

第4条 特定公契約に係る公告その他の公契約の申込みの誘引を行うときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 特定公契約に該当すること。
- (2) 受注者が自ら使用する労働者に係る労働条件報告書（第1号様式）及び下請負人に係る労働条件報告書（第1号様式）の提出を受注者に求めること。

(特定公契約の締結)

第5条 契約担当課長等は、特定公契約を締結するときは、労働条件の確保に

ついで報告に関する特約条項（第2号様式）を契約書に添付するものとする。ただし、契約書中に当該特約条項に掲げる内容を記載する場合は、この限りでない。

（労働条件報告書の提出）

第6条 特定公契約を締結した契約担当課長等は、受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

2 特定公契約を締結した契約担当課長等は、受注者が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該受注者に提出させ、それらを取りまとめて、契約担当課長等に提出させるものとする。

3 特定公契約を締結した契約担当課長等は、下請負人が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を当該下請負人を通じて当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて当該受注者に提出させ、それらを取りまとめて、契約担当課長等に提出させるものとする。

なお、数次にわたって請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、契約担当課長等は、受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を全ての下請負人から提出させるものとする。

4 契約担当課長等は、受注者から提出された労働条件報告書（第1号様式）の原本を総務部総務課長に提出するものとする。

（調査等）

第7条 受注者から提出された労働条件報告書（第1号様式）を確認した結果、市が必要と認めた場合には、関係機関と連携を図りながら、受注者又は下請負人（以下「受注者等」という。）に対して聞き取り等の調査を行うものとする。

2 市は、関係機関と協議の上、受注者等に労働条件の改善が必要と判断したときは、労働条件改善通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 受注者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働条件の改善を図り、その内容について労働条件改善報告書（第4号様式）により速やかに報告するものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込

みの誘引が行われる特定公契約について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条、第6条、第7条関係）

労働条件報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

契約名

受注者等 所在地

商号又は名称

代表者の氏名

区分	項目	回答
総則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 就業規則を作成し、法令に従った方法で周知していますか。また、事業場単位で労働者が10人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。	
労使協定	(3) 36協定が労働基準監督署に届出されていますか。	
労働時間	(4) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	(5) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃金	(6) 時間外、休日等に労働させた場合、法令どおり割増賃金を支払っていますか。	
	(7) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(8) 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(9) 事業主は労働者に対して安全配慮義務がありますが、法令に基づく安全衛生管理体制（安全管理者の選任等）は整備されていますか。	
	(10) 労働安全衛生法に基づく健康診断を雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に実施していますか。	
各種保険	(11) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。	

「回答」欄には、はいの場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当しない場合は「—」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲・・・本契約案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者が報告書を記載した上で、受注者を取りまとめて提出してください。

第2号様式（第5条関係）

労働条件の確保についての報告に関する特約条項

（総則）

第1条 この特約条項は、市と受注者との契約に尾張旭市公契約条例（平成29年条例第19号）第9条第2項に定める労働条件の確保についての報告を適用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2条 受注者は、本契約の履行における自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、この契約締結後速やかに市に提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を請負又は再委託された下請負人が本契約に係る業務の一部を第三者に請負又は再委託するときは、当該下請負人に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、請負又は再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめて、市に提出しなければならない。

なお、数次にわたって請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、受注者は、労働条件報告書を全ての下請負人から受注者に提出させるものとする。

第3号様式（第7条関係）

労働条件改善通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで提出された、 工事（業務）
に係る労働条件報告書を確認したところ、下記のとおり不適正な事項が確認されたので、尾張旭市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する事務取扱要領第7条第2項に基づき、改善されるよう通知します。

記

区 分	指 導 内 容	根 拠 法 令

第4号様式（第7条関係）

労働条件改善報告書

年 月 日

尾張旭市長 殿

事業者

年 月 日付け労働条件改善通知書で通知された、
工事（業務）に係る指導内容については、下記のとおり改善しましたので報告
します。

記

区 分	改 善 内 容	措 置 日